

倉敷市水道局給水装置工事電子申請利用規約

1 目的

この規約は、岡山県電子申請システム（電子申請サービス）（以下「申請システム」といいます。）を利用して倉敷市水道局（以下「水道局」といいます。）に対し、倉敷市指定給水装置工事業者（以下「指定業者」といいます。）がインターネットを通じて、給水装置工事申請を行う場合の手続き（以下「給水電子申請」といいます。）について必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

給水電子申請を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。給水電子申請をご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、ご利用いただくことができません。

3 利用者 I D・パスワード等の登録・変更及び削除

給水電子申請を行う場合は、指定業者が利用方法に従い利用者登録を行うものとします。

- （１）利用者登録を行う際は、利用者 I D、パスワード、名称、所在地、その他の必要な事項を所定の様式で登録してください。
- （２）住所、氏名、メールアドレス等に変更があった場合は変更手続きを行ってください。
- （３）申請システムの利用者登録は、水道局へ届出をすることで登録を行います。
- （４）利用者登録にて登録された情報は、水道局にて管理されます。
- （５）登録した利用者情報を使用しなくなった場合には、削除をすることができます。

4 利用者 I D・パスワード等の管理

利用者登録により事前に登録される利用者 I D、パスワード又は申請データの送信時に画面上で通知する整理番号及びパスワード（申請データ用）は、申請者のデータの保護に不可欠なものです。利用者は、次の事項をご確認ください。

- （１）利用者 I D、パスワード、整理番号及びパスワード（申請データ用）は、他者に知られないように管理してください。
- （２）他者からのパスワード等の照会には応じないでください。
- （３）安全性をより高めるため、パスワードは、定期的に変更してください。
- （４）利用者 I D、パスワードは、再発行しません。なお、利用者 I D、パスワードを紛失し、盗難に遭い、又は不正使用されたことが分かったときは、速やかに水道局に連絡し、その指示に従ってください。
- （５）水道局は、利用者 I D及びパスワードを使用して行われた手続きについては、登録された指定業者がこれを行ったものとみなします。

5 自己責任の原則

申請システムが障害その他の理由により利用できなくなった場合は、利用者は、他の方法による手続を行うこととし、このことをご承知して頂いた上で給水電子申請をご利用ください。

6 利用時間

給水電子申請は、原則として24時間利用することができます。ただし、申請システム及び各種インターネット環境の定期点検や緊急の保守・点検を行う場合は、給水電子申請の一部又は全部を停止することがあります。申請システムの運用停止を行う場合は、申請システムのポータルサイトで事前にお知らせしますが、予告なしで停止することもありますので、あらかじめご了承ください。

7 禁止事項

利用に当たっては、申請システムの利用規約を遵守するものとし、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 水道局への申請・届出等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 不正にアクセスすること、管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- (3) ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (4) 他の利用者ID又はパスワード等を不正に使用すること。
- (5) 他者のプライバシーを侵害する行為をすること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

8 禁止行為に対する防御措置

水道局は、前項各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があるとするに足る相当な理由がある場合は、当該行為を行った利用者の登録若しくは利用者から収集した情報を抹消し、又は給水電子申請を停止する等必要な措置を行うことができるものとします。

9 免責事項

- (1) 水道局は、利用者が申請システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。
- (2) 水道局は、申請システムの改修、運用停止又は中断等により生じたいかなる損害に対して、一切の責任を負いません。
- (3) 水道局は、利用者が使用するパソコンの障害、不具合、通信回線上の障害その他水道局の責めに帰さない理由による申請システムの障害等により発生した利用者の損害及び利

用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

10 個人情報の保護

利用者及び給水電子申請の個人情報については、個人情報保護関連法令及び倉敷市の例規に基づき、その保護を行うこととします。

11 準拠法及び管轄

この利用規約は日本の国内法に準拠するものとします。また、給水電子申請の利用又はこの規約に関して水道局と利用者の間に生ずるすべての紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12 利用規約の変更

水道局は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとします。この規約の変更後に利用者が給水電子申請を利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなします。

13 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は水道局が別に定めるものとします。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行します。